第１章　計画の基本的事項

１－１　計画策定の背景

千歳市環境基本計画は、千歳市環境基本条例（平成 10 年（1998 年）６月制定）第９条第１項の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進することを目的に策定しています。

平成 13 年（2001 年）３月に策定した千歳市環境基本計画は、平成 23 年（2011 年）に 10 年間の行動期間を満了し、その間の環境政策をとりまく社会情勢の変化等を踏まえ、千歳市環境基本計画（第２次計画）（以下「第２次計画」といいます。）を策定しました。第２次計画では、「限りなく伝えよう　いい空　いい水　いい緑　そして共生※1をめざして　～環境を一人ひとりが見て・感じて・考え、ともに行動するまち　ちとせ～」を望ましい環境像として掲げ、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めてきました。

一方で、同年３月 11 日に発生した東日本大震災による福島第１原子力発電所の事故により、全国的に再生可能エネルギーへの関心が高まりました。さらに、平成 30 年（2018 年）９月６日には、北海道胆振東部地震が発生し、北海道民は電気の供給が全て停止したブラックアウトを経験し、電力などのエネルギーの大切さや環境に配慮したライフスタイルへの見直しを改めて考える機会となりました。

また、近年においては、今まで想定していなかったような強い台風の上陸や大雨などが増加しており、こうした気候変動は、温室効果ガスの排出増加による地球温暖化が原因と考えられ、日本だけに限らず世界規模で発生しています。

このような状況の中、平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットにおいては、「持続可能な開発目標（SDGs）」※2が採択され、同年 12 月には「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において、地球温暖化対策の新たな枠組である「パリ協定」※3 が採択されました。

北海道においては、「北海道環境基本計画（第２次計画）」について、施策の進捗状況に関する点検・評価の結果や環境及び社会経済の状況の変化を踏まえ、平成 28 年（2016 年）に改定を行ったほか、国においては、持続可能な社会に向けた国際的な潮流や SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会活動の統合的向上を具体化した「第五次環境基本計画」を平成 30 年（2018 年）４月に策定しました。

千歳市においては、令和３年（2021 年）３月に第２次計画の行動期間が満了となります。これまでの環境問題の変化等に対応し、千歳市の総合計画や関連計画との整合を図るとともに、市民、事業者、市（行政）が協働して環境に配慮したまちづくりを推進するため、第３次千歳市環境基本計画（以下「第３次計画」といいます。）を策定します。

※1 **共生**：自然と人間がともに結びつきをもち関わり合うことで、健全な生態系を維持、回復し、社会経済活動を行ううえでも環境への影響（環境負荷）に配慮すること。

※2 **SDGs**：詳細は、９～11 ページを参照。

※3 **パリ協定**：歴史上初めて、全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組のこと。

■千歳市及び国、道の環境基本計画に関する動向

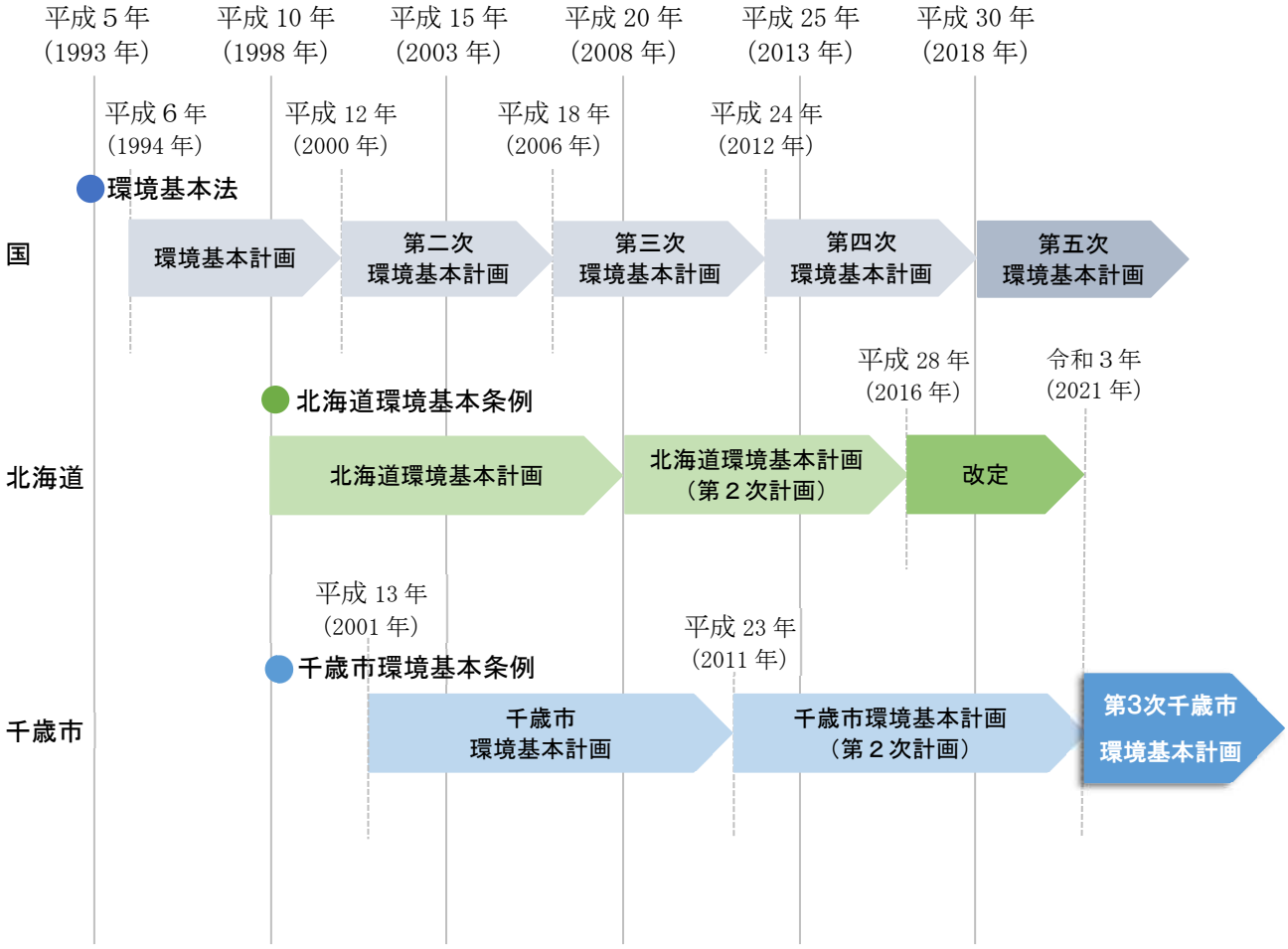

１－２　計画の位置付け・役割

千歳市環境基本条例は、人間の活動に伴う環境への負荷、公害や地球環境保全など今日の環境問題を踏まえ、良好で快適な環境を確保しこれを将来の世代へ継承するため、市民、事業者、市（行政）がそれぞれの責務に応じ積極的に推進することを目指しています。

第３次計画は、本条例第９条第１項の規定に基づき、環境の保全及び創造について、長期的な目標、施策の方向、配慮の指針その他の必要な事項について定め、千歳市の総合計画について環境面から総合的・計画的に推進することを目的に策定しています。

また、環境に関連する他分野のまちづくり計画との整合を図り、効果的に施策・事業を進める基本となるものです。

■計画の位置付け

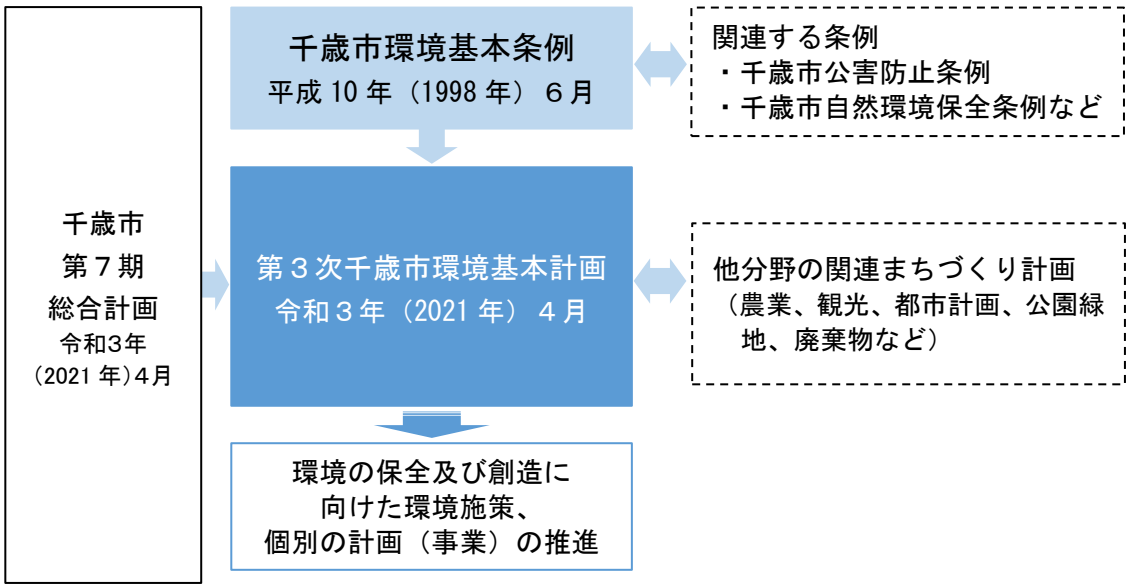

千歳市環境基本条例
（基本理念）
第３条　環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことのできる良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
２　環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行わなければならない。
３　環境の保全及び創造は、生態系の多様性に配慮し、自然環境を維持し、及びその向上を図ることにより、自然と調和した潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。
４　地球環境保全は、市民、事業者及び市が自らの課題であることを認識して、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。
（千歳市環境基本計画）
第９条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千歳市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

１－３　計画の行動期間

環境政策は、長期にわたっての継続的な取組を必要とするほか、これまでの計画で設定した期間やちとせエコロジー市民会議（以下「市民会議」といいます。）の提言などを踏まえて、第３次計画の行動期間を令和３年度(2021 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 10 年間とします。

また、第３次計画の中間年において、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて指標の見直しを行います。

■計画の行動期間

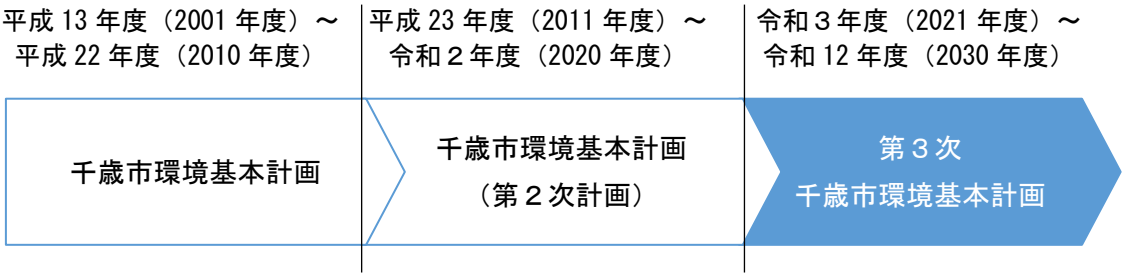

１－４　計画の対象範囲

（１）対象とする地域

計画対象とする地域は、千歳市の行政区域全域とし、「自然公園等の地域」、「空港・市街地地域」、「農業地域」の３つに分けて、それぞれの特性に沿った環境保全を進めます。

広域的な取組が必要となる課題や施策については、北海道や近隣市町などの関係機関と連携を図ります。

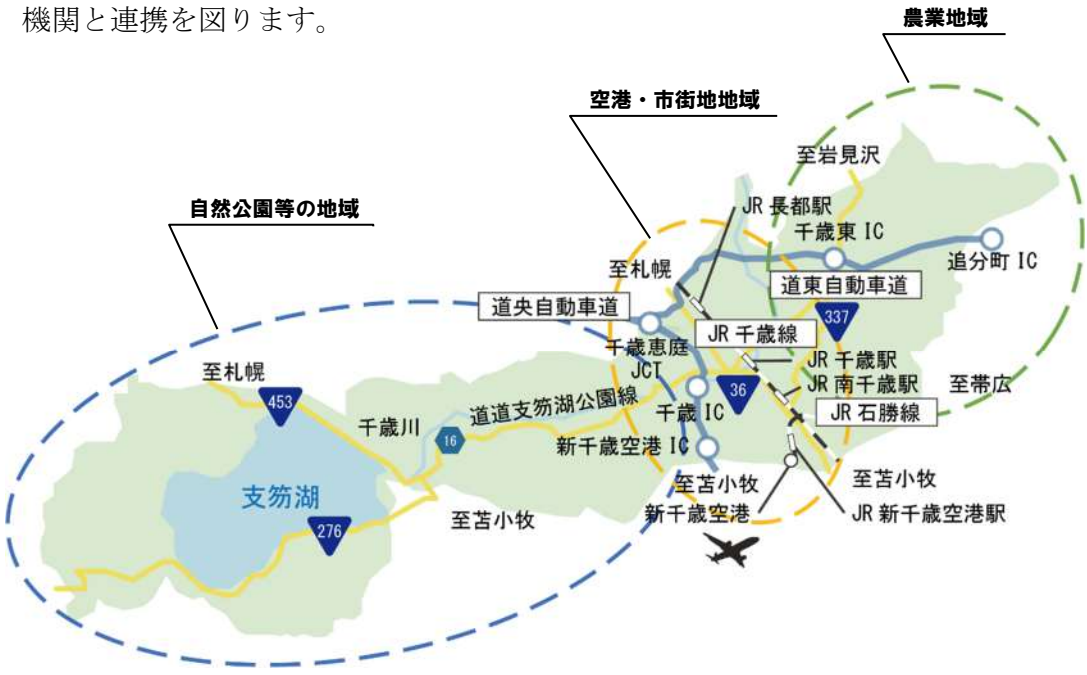

（２）対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、世界規模での地球温暖化の取組、私たちの暮らしや行動による環境への配慮を踏まえ、「地球温暖化防止」、「環境保全」、「自然共生」、「資源循環」を対象とします。

さらに、これら対象の取組遂行のために必要な「環境教育・パートナーシップ」を加え、５分野とします。

■対象とする環境の範囲

分野	対象とする環境の要素
地球温暖化防止	地球温暖化、気候変動、省エネルギー　など
環境保全	大気、水質、騒音、振動、土壌、悪臭、化学物質　など
自然共生	自然環境と暮らしの共生、生態系の保全　など
資源循環	循環型社会、廃棄物　など
環境教育・パートナーシップ	環境教育、環境保全活動　など

１－５　計画推進の主体

千歳市環境基本条例では、環境問題を解決する主体として市民、事業者、市（行政）の役割を次のように定めています。

千歳市環境基本条例
（市民の責務）
第４条　市民は、日常生活に伴う廃棄物の排出、エネルギーの消費、自動車の使用等による環境への負荷を認識し、その低減に努めなければならない。
２　市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
（事業者の責務）
第５条　事業者は、事業活動を行うに当たって、自らの責任と負担において、その活動に伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。
２　事業者は、事業活動を行うに当たって、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
（市の責務）
第６条　市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

千歳市環境基本計画は、各主体が条例で定められたそれぞれの責務のもとに行動し、互いに協力しあい、環境の保全及び創造を推進するものです。

■市民・事業者・市（行政）の責務

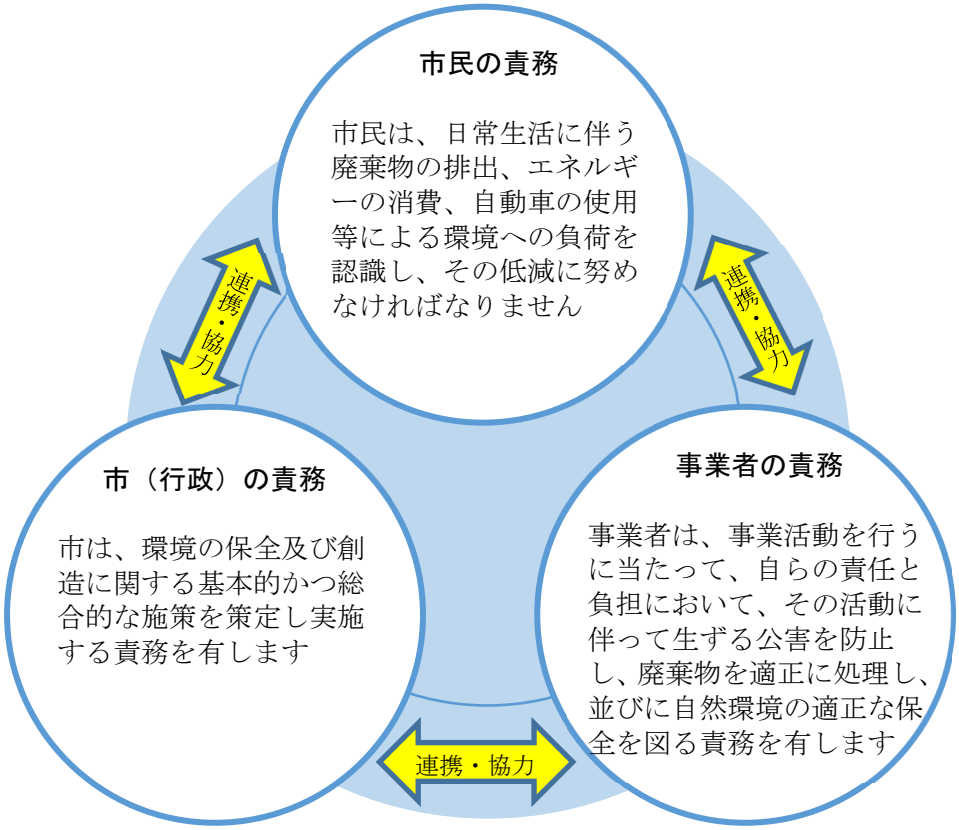

１－６　計画の策定方法

計画の策定に当たっては、千歳市の環境の現状、千歳市の環境に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」といいます。）のほか、これまでの取組をもとに市民の意思を反映するために市民会議を設置し、検討結果を「提言書」としてまとめています。この提言書を踏まえ、庁内調整を行った計画素案に対して環境審議会への諮問やパブリックコメントを経て、計画の決定に至っています。

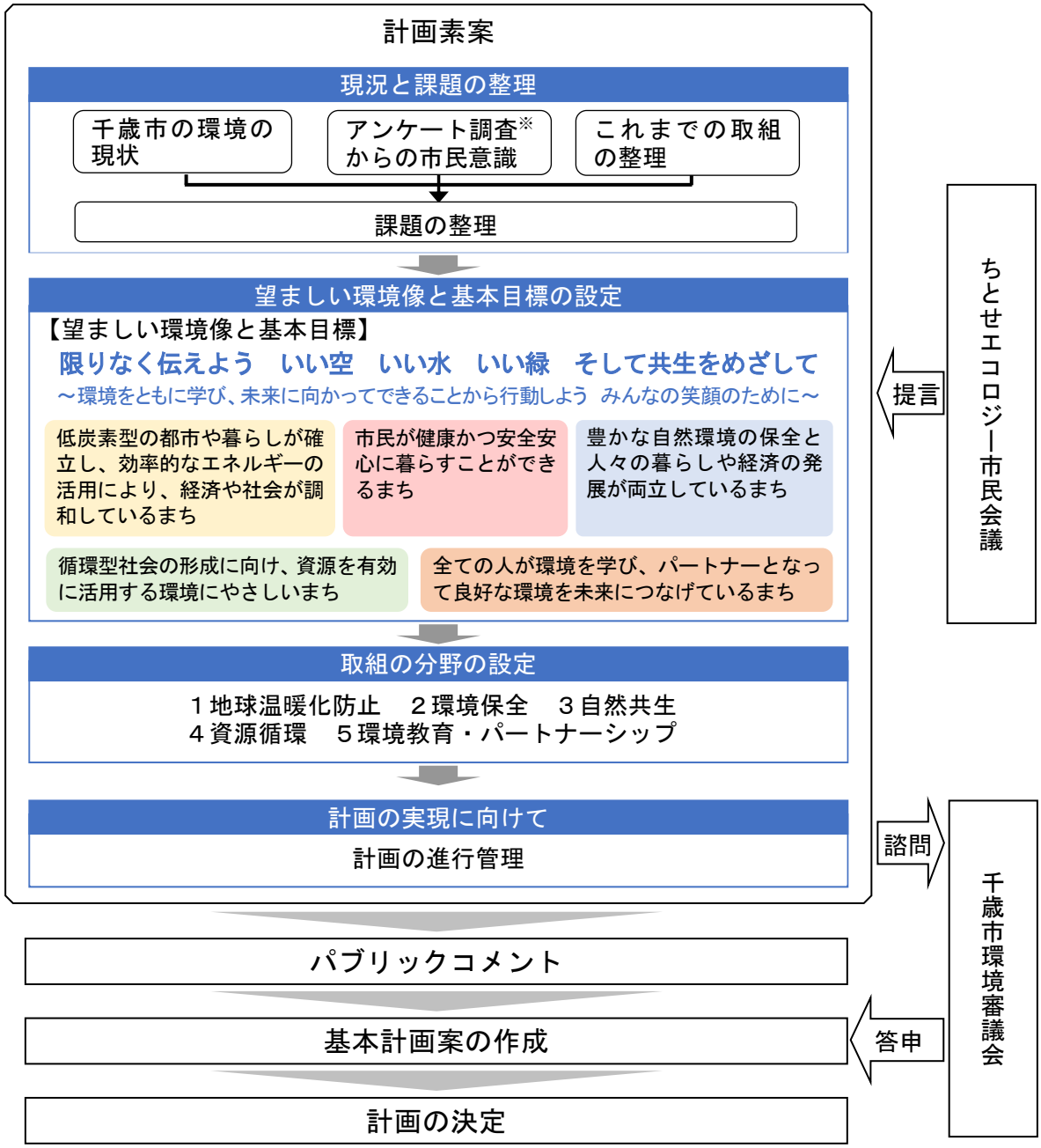

※アンケート調査の概要

実施時期：平成 31 年（2019 年）３月～令和元年（2019 年）５月
調査対象者：20 歳以上の市民
調査数：1,200 件
有効回答数：497 件（回答率 41.4%）
調査項目：公害関係、自然関係、地球環境保全、環境保全活動　など